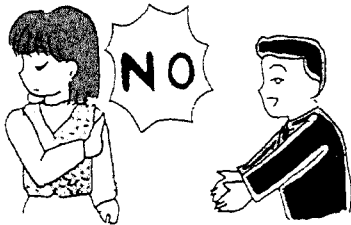


悪質商法の被害にあわないために

世の中には、あの手この手で言葉巧みに近づき、お金を騙し取ったり、不要なものを強引に、また、執拗に売り付ける業者がいらっしゃいます。

悪質商法の被害にあわないためには、必要のないものはきっぱりと断る事です。そして、「おかしいな」と思ったときには、早めに消費生活センターや市町村窓口にご相談ください。

いらないときは キッパリ断る



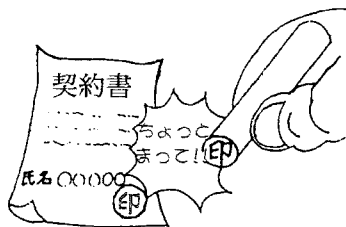
この世にうまい話はない



代金前払いは要注意



契約内容を十分確認 安易に署名・捺印しない



ご存じですか？ クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約（申込み）書面を受け取った日を含めて8日以内、連鎖販売取引（マルチ商法）は20日以内で、無条件に契約解除（申込みの撤回）できる、消費者保護のための制度です。

クーリング・オフの方法

必ず書面（内容証明郵便かハガキ書留）で販売会社に申しでます。

※口頭では証拠が残らないためです。

クーリング・オフの効果

- ・支払った代金は全額返還されます。（違約金も請求されません）
 - ・商品を受け取っている場合の送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- ※商品の種類等により、クーリング・オフができない場合があります。



困ったときは、
山梨県消費生活センターへ
ご相談ください
☎ 0552(35)8455

ハガキの場合

申込契約日 ○○○年○○月○○日
販売会社名 (○○○○○○○)
商品名 (○○○○○○○)
担当者名 (○○○○○)
右記申し込みを撤回（または契約を解除）します。
平成○○年○○月○○日
山梨県○○市○○町○○番地
なまえ

(両面コピーをとって保管しましょう)

ほんとにあったこんな話

相談内容

重度の精神障害を持つ母が、訪問販売で勧められるままに、八カ月間に三回も布団を契約し、総額が三六〇万円にもなるが、母の収入は亡くなった父の遺産年金だけで支払えない。信販からは裁判手続きにすると言われ困っている。契約の内二つは、厚生年金収入のある祖母の名義にするようセールスマンからいわれた。

処理結果

販売店本社相談担当者が来所。本人の診断書を提出した上で交渉。その結果、販売店は判断不十分者に対する次々契約、名義借り指示など重大な問題を含むことを認め、無条件解約。支払い済みの全額を返金し、使用済みの商品も含めて引き取ることにした。

アドバイス

●支払い義務は、契約者本人にしかありません。家族が無理して負担せず、あきらめずに、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。